

前号の MDT 通信ではタイ政府の国際的な取り組みについてお伝えしました。今号ではタイ国内における関係機関との連携についてお伝えします。

タイ国内では 2003 年に策定された「女性と子どもに関する国内外での人身取引予防、防止、対策国家政策及び計画」に基づき、全国レベルで下記 3 つの協定書 (Memorandum of Understanding: MOU) が調印されました。

1. 政府の諸機関の間の協定書
2. 政府機関と NGO の協定書
3. NGO の活動に関する協定書

3 つの協定書の要点は以下です：



人身取引対策に関する国内及び国際協定書 (BATWC)

1. 犯罪者ではなく被害者とみなす
2. 被害者保護のため関係機関での体制作り及びガイドラインの作成・導入
3. 現状把握、リハビリテーション、帰国と社会復帰に関するガイドラインの作成・導入

また、タイ国内 7 地域で、地域内の関係者の協力を約束した地域協定書も結ばれています。地域ごとに協定書の内容や署名者は異なりますが、県知事、県検察事務所、県社会開発人間保障事務所、県労働局、NGO



などが主な署名機関となっています。7 地域の内訳と地域内の県の数以下の通りです。

1. 北部 (17 県)
2. 東部 (8 県)
3. 東北部 (19 県)
4. 南西部 (6 県)
5. 南東部 (8 県)
6. 中央南部 (9 県)
7. 中央北部 (8 県)

国際協定書及びタイ国内の全国レベルでの協定書は BATWC が担当していますが、国内の地域協定書は社会開発人間の安全保障省別部署の Office of Welfare Promotion, Protection and Empowerment of Vulnerable Groups (OPP) が担当しており、また協定書や法律に基づいた研修も実施しています。

タイ政府は 2004 年に人身取引を国家アジェンダとして承認していますし、包括的な人身取引対策法に加えて今回と前回紹介した数々の国内外の協定書が策定されており、人身取引対策のメカニズムはかなり充実していると言えます。

7/21~8/31 の間、JICA の ちょっと一言 新人職員千田さん が研修の一環としてプロジェクトに派遣され、来て下さいました。主にホームページのコンテンツ作りをお願いしました。近々に公開予定です。乞うご期待！

本通信は、人身取引被害者保護・自立支援プロジェクトの進捗状況および周辺情報をお知らせするために専門家の見聞をお送りしています。JICA およびプロジェクトのカウンターパートの見解ではありません。禁転載。